

議案第71号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「10万4,570円」を「10万4,950円」に改め、同項第2号中「5万6,790円」を「5万7,030円」に改め、同項第3号中「5万2,290円」を「5万2,480円」に改め、同項第4号中「2万8,400円」を「2万8,520円」に改める。

付則第7条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例付則第7条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、適用日以後に支給す

べき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項の規定に基づく介護補償、旧条例付則第7条第1項の表の規定に基づく傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び同条第3項の表の規定に基づく休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整について所要の規定整備をする必要がある。